

◆◆◆補助金を申請される前にご確認ください◆◆◆

ジュニアスポーツクラブ指導者等資格取得補助金

佐渡市役所観光文化スポーツ部文化スポーツ課スポーツ振興係

【申請について】

1. 補助を受ける際は講習会申込前に必ず申請して交付決定を受けてください。申請から交付決定まで1週間程度かかりますので、1週間前までに申請をお願いします。

※交付決定前に着手した（申込をした）場合は補助対象とすることできませんのでご注意ください。

ただし、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合は事前にご相談ください。

2. 補助金の交付対象となる資格は、「(公財)日本スポーツ協会及びその加盟団体、(公財)新潟県スポーツ協会加盟競技団体、(公財)日本レクリエーション協会及びその加盟団体、(一社)新潟県レクリエーション協会種目団体、(公財)日本パラスポーツ協会及びその加盟団体又は新潟県障害者スポーツ協会種目団体」が認定する資格に限ります。なお、資格の更新も補助対象となります。

※これらのうち、競技別指導者資格、審判員資格、その他ジュニアの指導に必要と認められるものに補助が適用されます。

3. 補助対象経費は、旅費・需用費・役務費に限ります。(別表参照)

※補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で2万円を上限とします。補助額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とします。

【別表】

経費区分	内容	留意事項
1 旅費	旅費	2 等往復船賃（各種割引切符）、宿泊費（佐渡市の旅費運用規定の金額を上限とする）
2 需用費	消耗品費	受講（受験）に必須となる教材費
3 役務費	手数料	受講料、受験料、登録料、更新料

4. 同一年度において、補助金の交付は1人1回までです。

【申請手続きの手順】

1. 補助金の交付申請をする際は、事前に必要な書類を提出してください。

申請書のほか、①講習会の開催要項の写し、②受講申込書の写し、
③誓約書、④口座振替申込書が必要です。

※事業に着手された後（申込後）に申請されたものについては受理することができませんのでご注意ください。

2. 交付決定を受けた補助事業の内容に変更がある場合は、大至急社会教育課へお知らせください。

※内容によっては、補助金変更承認申請書の提出が必要になります。

3. 実績報告書の提出期限は補助事業完了後 20 日以内です。実績報告書のほか、①収支決算書、②領収書の写しが必要です。

※あらかじめ定められた期限までに報告書等の提出がない場合は、交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。また、領収書の写しは資格取得に係る経費の支出を確認するための資料となります。提出がないと補助金の交付ができませんのでご注意ください。

4. 補助金交付額確定通知を受けた後は、14 日以内に補助金交付請求書を提出してください。振込口座が本人の口座でない場合は委任状及び口座振替申出書の提出も必要です。

5. 事業内容及び提出書類に虚偽の記載・報告があった場合は、補助金等の交付決定の全部または一部を取り消すとともに取り消した部分の補助金について返還をしていただく場合がありますのでご注意ください。

※佐渡市補助金等交付規則第 18 条によるものです。

◆詳しくは佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱をご覧ください。

【お問い合わせ先】

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地

佐渡市役所 観光文化スポーツ部文化スポーツ課スポーツ振興係

TEL : 0259-63-5140

Mail : bunka-sports@city.sado.niigata.jp